

平成 22 年 4 月 21 日

受益者の皆様へ

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

「モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュール・オープン」
約款変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュール・オープン」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 25 条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投信法」といいます。)第 30 条の規定に基づき、同法に定める手続きの一環としてファンドの受益者の皆様にお送り申し上げますのでご了承ください。

今回の変更につきまして何卒ご理解賜りますと共に、引き続きご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している約款変更の内容と理由

弊社(モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社)は、このたび、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループのグローバルな事業再編の一環として、弊社の日本株式運用戦略にかかる事業の譲渡につき、インベスコ投信投資顧問株式会社(以下「インベスコ社」といいます。)と合意いたしました。これにより、同運用戦略の商品である当ファンドの投資信託契約に関する業務は、インベスコ社に引き継がれる予定です。

そのため、当ファンドの委託者を弊社からインベスコ社に変更するため、投資信託約款に所要の変更を行うものです(以下「本件変更」といいます。)。なお、本件変更は当ファンドの商品性そのものに変更を加えるものではありません。

また、本件変更にあわせて、当ファンドの名称を「インベスコ マグナム・ジャパン・バリュール・オープン」に変更することを予定しております。

本件変更の実施が決定した場合、当ファンドがその実質的な運用を行う「モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュール・マザーファンド」の委託者についてもインベスコ社に変更され、名称も「インベスコ マグナム・ジャパン・バリュール マザーファンド」に変更される予定です。詳細は、末尾「投資信託約款の新旧対照表(案)」をご参照ください。

本件変更につきましては、旧投信法第 30 条に定める重大な変更該当するものとして、同法の規定に基づき下記 2. の手続きを経て行います。

ご参考:インベスコ投信投資顧問株式会社について

インベスコ投信投資顧問株式会社は、インベスコ・リミテッド(*)の一員です。インベスコ投信投資顧問株式会社は、内外の公的年金・企業年金、事業法人、銀行や保険会社など機関投資家を対象に、株式や債券などの伝統的な

投資戦略からオルタナティブなど非伝統的な投資戦略まで幅広い商品・サービスを提供しています。また、銀行・証券会社・保険会社などを通じて個人投資家向けの投資信託およびサービスを提供しています。

インベスコ投信投資顧問株式会社の概要(平成 21(2009)年 12 月末現在)

所在地:東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー 25 階

設立:平成 2(1990)年 11 月

資本金: 4.8 億円

役職員数: 83 名

受託資産残高: 5,769 億円

インベスコ投信投資顧問株式会社に関する詳しい情報は、ウェブサイト www.invesco.co.jp で入手することができます。

* インベスコ・リミテッド(本拠地:米国ジョージア州アトランタ)は、世界中の人々の経済的安定に貢献することを使命とし、グローバルな運用力を提供する世界有数の独立系資産運用会社です。インベスコ・リミテッドは、「エイム」「アトランティック・トラスト」「インベスコ」「パーペチュアル」「パワーシェアーズ」「トライマーク」「WL ロス」など、グローバル市場で培った特色ある運用力を強みとするブランドを傘下に収め、世界中の個人投資家、機関投資家、富裕層の顧客の資産運用ニーズに対し、グループの総合力を結集して包括的な解決策を提供しています。インベスコ・リミテッドは、世界 20 ヶ国に拠点を置き、ニューヨーク証券取引所に上場しています(証券コード: IVZ)。

ご参考:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの事業再編について

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ(以下「MSIM グループ」といいます。)では、将来長きにわたって安定した資産運用サービスを提供する会社として、経営基盤をより強固なものとするため事業再編を行うことを、昨年 10 月 19 日付でプレスリリースいたしました。その一環として、今後ご提供していく運用戦略構成の見直しを図るため、複数の運用戦略を独立系大手運用会社であるインベスコに譲渡し、またモルガン・スタンレーはインベスコ・リミテッドの株式を 9.4%保有することで合意いたしました。MSIM グループの日本拠点である弊社(モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社)においては、弊社の日本株式運用戦略ならびに外国株式パッシブ運用戦略等にかかる事業の譲渡につき、インベスコ・リミテッドの一員であるインベスコ投信投資顧問株式会社(東京都港区)と合意いたしました。譲渡後、弊社はグローバルに定評のある外国債券運用、譲渡対象外の外国株式運用、不動産・リート運用、オルタナティブ運用などを継続してご提供していきます。

2. 投資信託約款の変更にかかる手続および日程について

新聞公告日	:平成 22 年 4 月 21 日(水)(日本経済新聞朝刊紙上)
異議申立期間	:平成 22 年 4 月 21 日(水)から平成 22 年 5 月 21 日(金)まで
投資信託約款変更の決定日	:平成 22 年 5 月 25 日(火)
投資信託約款の変更日	:平成 22 年 5 月 28 日(金)
異議申立受益者の買取請求期間	:平成 22 年 5 月 28 日(金)から平成 22 年 6 月 18 日(金)まで
投資信託約款変更の適用日(予定)	:平成 22 年 7 月 5 日(月)(予定)

本件変更は、平成 22 年 5 月 28 日に約款変更を行い、平成 22 年 7 月 5 日を適用日とすることを予定しておりますが、今後やむをえない事情が生じた場合には、適用日を変更(延期)させていただく場合があります。その場合、変更(延期)後の適用日は弊社ホームページ等でお知らせする予定ですが、本手続はあらためて行いませんので、予めご了承ください。

(1)平成 22 年 4 月 21 日(以下「公告日」といいます。)現在の受益者(平成 22 年 4 月 20 日(火)までに取得申込を完了された方を含みます。)は、異議申立期間(上記)中に、弊社(委託会社)に対して、本件変更に対しご異議を述べるすることができます。ご異議お申立ての方法については、後記 3. をご参照ください。

この投資信託約款変更にご異議のない場合、お手続きは一切必要ございません。

(2)異議申立にかかる受益権口数の合計が、公告日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない時は、予定通り約款変更を行います。

(3)異議申立にかかる受益権口数の合計が、公告日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた時は、本件変更は行いません。この場合、約款変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ公告日現在における知られたる受益者の皆様に書面でお知らせいたします。

3. 異議お申立ての方法について

本件変更に対しご異議のある受益者の方は、書面(書式自由)に以下の内容をご記入のうえ、平成22年5月21日迄(必着)に下記宛先に郵送にてお申立てください。

(1)宛先

〒150-6009 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社 投資信託部 異議申立受付係 宛

(2)ご記入頂く内容

ご住所	お名前	電話番号(日中ご連絡先)	お持ちのファンド名	取扱販売会社名、お取引の本・支店名、お取引口座番号	本件変更に関する旨
-----	-----	--------------	-----------	---------------------------	-----------

- 当ファンドに関し、複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、取扱店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、書面にご記入頂いた取扱販売会社名、取扱店名、取引口座番号にて確認できた受益権口数に限り異議お申立て口数とさせていただきます場合があり、この場合、下記4.の買取請求の取扱に際しても、当該口数に限り受け付けさせていただきます場合がございます。
- お申し出いただいた内容に不備等がある場合やお申し出内容の確認ができない場合には、異議のお申立てをお受けできない場合がありますのでご注意ください。
- 異議のお申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社および受託銀行と共有することにご同意いただいたことといたしますので、ご了承ください。なお、本手続きに伴い弊社が取得したお客様に関する個人情報(異議申立受益権口数の管理および買取請求に関する事務)を処理する目的で利用いたします。
- 弊社は異議お申立て内容の確認のため、取扱販売会社に対してお持ちの受益権口数の照会やお申し出内容の確認等を行います。その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出頂くことがあります。

4. 異議をお申立てられた受益者の買取請求の手続きについて

上記2.による集計の結果、本件変更を行うことが決定した場合、本件変更に関する異議をお申立てられた受益者の方は、受託会社(中央三井アセット信託銀行株式会社)に対し、お持ちの受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。**(異議をお申立てられた受益者は買取請求をしなければならないわけではございません。買取請求をされるか否かは、異議をお申立てられた受益者の任意です。)**

買取請求期間 平成22年5月28日(金)から平成22年6月18日(金)まで

弊社より異議をお申立てられた受益者の方々に買取請求に関するご案内を送付致します。

受益権の買取りを請求される場合は、弊社送付のご案内に添付の買取請求必要書類をご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。

買取請求必要書類は、取扱販売会社から委託会社を經由して受託会社へ送付されます。

受託会社で買取請求必要書類が受理された後、投資信託財産による買取りが実行されます。

受託会社より、買取請求必要書類にご記入いただいたご指定の銀行口座等に買取代金が直接振込まれます。なお、振込手数料は買取りを請求されたお客様のご負担となり、買取代金から差し引かせていただきます。

- 上記の買取請求は、本件変更に関する異議をお申立てられた受益者の方が、旧投信法第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、通常の換金方法である取扱販売会社に対する買取請求ではありませんのでご注意ください。
- 受益権の買取価額は当該受益権が有すべき公正な価額とし、当ファンドの場合、原則として受託会社が買取請求必要書

類を受理した日に算出される基準価額といたします。

- 上記手続の結果、買取代金のお支払いまでに通常のご換金方法よりも日数を要する可能性がありますことを予めご了承下さい。
なお、異議申立期間中、買取請求期間中ともに、本件変更に関する異議をお申立てられたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、ご換金のお申込みを受け付け致します。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記までお問い合わせください。
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社 投資信託部
フリーダイヤル: 0120 - 51 - 8250 (受付時間: 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

以上

モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュール・オープン

新	旧
<p>ファンド名：インベスコ マグナム・ジャパン・バリュール・オープン</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ投信投資顧問株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。 (後略)</p> <p>(運用の指図範囲) 第19条 委託者は、信託金を、主としてインベスコ投信投資顧問株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする親投資信託であるインベスコ マグナム・ジャパン・バリュール マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">約款別紙「運用の基本方針」</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 インベスコ マグナム・ジャパン・バリュール マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要な投資対象とします。 (後略)</p>	<p>ファンド名：モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュール・オープン</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。 (後略)</p> <p>(運用の指図範囲) 第19条 委託者は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるモルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュール マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">約款別紙「運用の基本方針」</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュール マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要な投資対象とします。 (後略)</p>

モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュース・マザーファンド

新	旧
<p>ファンド名：<u>インベスコ マグナム・ジャパン・バリュース マザーファンド</u></p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>インベスコ投信投資顧問株式会社</u>を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>(後略)</p> <p>(受益者) 第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>インベスコ投信投資顧問株式会社</u>の追加型証券投資信託の受託者である中央三井アセット信託銀行株式会社とします。</p>	<p>ファンド名：<u>モルガン・スタンレー・マグナム・ジャパン・バリュース・マザーファンド</u></p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社</u>を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>(後略)</p> <p>(受益者) 第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社</u>の追加型証券投資信託の受託者である中央三井アセット信託銀行株式会社とします。</p>